

秋田県告示第155号

秋田県金属鋳業研修技術センター条例（平成2年秋田県条例第50号）第11号第1項の規定により、次のとおり秋田県金属鋳業研修技術センターの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県金属鋳業研修技術センター条例の使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県金属鋳業研修技術センター

1 宿泊室の利用料金

区分		利用料金の額（1人1泊につき）
宿泊室A	通常期	5,130円以上6,270円以下
	繁忙期	5,130円以上6,840円以下
	閑散期	4,560円以上6,270円以下
宿泊室B	通常期	6,615円以上8,085円以下
	繁忙期	6,615円以上8,820円以下
	閑散期	5,880円以上8,085円以下
宿泊室C	通常期	7,560円以上9,240円以下
	繁忙期	7,560円以上10,080円以下
	閑散期	6,720円以上9,240円以下
宿泊室D	通常期	8,055円以上9,845円以下
	繁忙期	8,055円以上10,740円以下
	閑散期	7,160円以上9,845円以下

備考

- 1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 宿泊室A 床面積が22平方メートルの宿泊室をいう。
 - (2) 宿泊室B 床面積が28平方メートルの宿泊室をいう。
 - (3) 宿泊室C 床面積が31平方メートルの宿泊室をいう。
 - (4) 宿泊室D 床面積が39平方メートルの宿泊室をいう。
- 2 通常期とは3月1日から6月末日まで、繁忙期とは7月1日から10月末日まで、閑散期とは11月1日から翌年2月末日までとする。
- 3 利用料金の額は、企画商品の種類に応じてこの表に定める利用料金の額の範囲内において指定管理者が別に定めるものとする。